

## 平成 23 年 第 4 回定例会での一般質問と答弁

○ 17 番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号 1、災害時要援護者の支援について伺います。東日本大震災から 9 カ月がたとうとしていますが、11 月 17 日現在、避難されている方が約 33 万人おられると発表がございました。避難されておられる皆様が一日も早く御自宅に戻られることを願っております。被災地では本格的な復旧・復興が急がれる一方、全国各地では、今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しています。本市におきましても、今日まで積み上げてきた防災対策を災害時要援護者の方々のために役立てることができるように、さらに拡充するべきであるとの視点から質問させていただきます。

さて、災害時には、本年 3 月に発行された災害時要援護者防災行動マニュアルに基づいた行動が可能となるように、あらゆる機会を活用するとともに、避難所のさらなる整備を図るべきであると考えます。

(1)、災害時要援護者防災行動マニュアルの活用状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者防災行動マニュアルは、災害時要援護者が実際の災害発生の際にとるべき基本的な行動について正しく知っていただくとともに、地域の方々にこうした災害時要援護者への関心を高めていただくことを目的として作成したものでございます。現在、災害時要援護者登録をされた方々に順次配付することとしております。災害時要援護者防災行動マニュアルの活用状況ですが、民生児童委員協議会の定例会、自主防災組織の本部長会議及び行政連絡員調整会議において配付し、地域で活用していただくよう御紹介したところでございます。本年 10 月 30 日に行われた地域防災訓練では、会場で参加者へ配付し、災害時要援護者への関心を高めていただくよう啓発を行ったところでございます。また、市役所窓口での配付やホームページでの公表も予定しており、引き続き、さまざまな機会をとらえて、災害時要援護者防災行動マニュアルの周知と活用に努めてまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 災害時要援護者防災行動マニュアルにつきましては、要援護者の皆様に配付され始めていらっしゃる、また関連組織や団体の方々に紹介されたこと、そして先日の地域防災訓練のメイン会場で参加者に配付されたことを確認いたしました。今後のさらなる活用につきましては、(4)の関連で申し上げたいと思います。

(2)、市で作成した災害時要援護者の所在を記した地図情報システムを民生・児童委員へ配付することに加えて、地域の自主防災組織などへ配付することによる、さらなる活用の現状と課題について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 現在、災害時要援護者の登録情報をその地域を担当する民生・児童委員へ提供しているところでございます。これは、災害時要援護者リストと、地図情報システムを活用した災害時要援護者の所在地図が表示されている災害時要援護者登録カー

ドでございます。地域の自主防災組織などへも同様の災害時要援護者リストと災害時要援護者登録カードの配付を予定しているところでございます。3月11日の東日本大震災の発生時においても、民生・児童委員さんから、これらの資料を活用した安否確認を行ったとの報告もいただいているところでございます。

また、課題といたしましては、個人情報の安全かつ適切な管理の徹底であると考えており、管理方法の工夫を図るとともに、このことについて、地域での十分な理解を求めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 地図情報システムにより作成した地図が表示されている災害時要援護者登録カードが、3月11日の東日本大震災の発生時に民生・児童委員の皆様による安否確認に活用されたということであり、今後は地域の自主防災組織などに災害時要援護者登録カードの配付を予定しているとの御答弁をいただきました。東日本大震災では、障害者（児）の存在が地域の福祉関係者に十分知られていないために、民生・児童委員や行政関係者がだれも訪問しなかったことから、何の支援もなく放置されたケースがあったようですので、本市におかれましては、すべての災害時要援護者に支援の手が行き渡るように、災害時要援護者登録カードの配付の拡大を望むものであります。

個人情報の安全・適切な管理の徹底が課題であるとの御答弁でございましたが、具体的にどのような管理方法の工夫を検討されておられるのでしょうか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 個人情報の安全かつ適切な管理の徹底のための工夫といたしましては、災害時要援護者リストと災害時要援護者登録カードを配付する際に、管理責任者の設置、厳重な安全管理の徹底、目的外使用の禁止、これらを明確化するという事を考えております。また、これらを遵守するため、誓約書などの書面の提出を求めるとともに、管理方法の注意書きを目につくところに表示するなどの工夫を行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 個人情報の管理の工夫をしていただきながらも、災害が起こったときに要援護者への支援の手が行き渡りますように、災害時要援護者登録カードの配付が拡大されることを期待しております。

(3)、10月30日に開催された平成23年度稲城市地域防災訓練は、多数の市民が参加されましたが、今後は、すべての会場において、要援護者が参加する地域防災訓練へと拡充すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 本年度の地域防災訓練につきましては、3月11日の大震災を教訓に、メイン会場の第二小学校のほかに、市内4カ所の小学校をサブ会場として、自主防災組織を中心とし、実践に即した避難所設営・運営訓練を実施いたしました。今回は、メイン会場のみ非要援護者が参加した訓練となりましたが、今後は、担当部署と事前調整の上、すべての会場に要援護者が参加する訓練ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 10月30日の当日、私は地元の第三小学校の地域防災訓練に参加いたしました。その際、市長にもお会いいたしまして、あいさつをさせていただきました。今回、サブ会場の取り組みが全く初めてということもありまして、市の職員の方々とか消防職員の方々は非常に頑張っただけでありますが、これは自主防災組織の方も含めまして、まず初めてのことであるということから、いろいろ戸惑われるとかという場面もあったのですが、実際に参加してみたことで、こういう防災訓練はもっともっと年々拡充すべきであるという感を強くしたわけでございます。それで、消防長は今、すべての会場で実施するように取り組むといった御答弁をしてくださいました。すべての地域防災訓練の会場で、すべての要援護者を対象に一次避難所における防災訓練の参加を求めることにより、一次避難所での生活が困難な要援護者が明らかになるでしょうし、一次避難所に必要な設備や災害支援物資も明らかになるのではないのでしょうか。

今回の補正予算に、一次避難所に無料で使用できる公衆電話機を設置するための電話回線引き込みの工事委託が計上されたことは、一次避難所に必要な設備を準備する意味で評価するものであります。

近年耐震改修されました小中学校の体育館は、バリアフリー化とともに、だれでもトイレや男女別の更衣室が設置されましたが、その他の小中学校体育館や他の施設などの中には、要援護者にとって一次避難所として必要な環境が整っていないところがあるのではないのでしょうか。また、要援護者ごとに、一次避難所から二次避難所である福祉避難所への移送についての現場に沿った具体的な手順やルートなどを検討することにより、不足している人員や防災資機材などを明確にすることが可能になると考えます。その際に、要援護者の関係支援団体や地域住民など、あらゆる協力者に理解を得るとともに、防災訓練により具体的にどのようなにかかわるかを体験することが重要であると思います。また、福祉避難所に一次避難所から要援護者の安否確認をとることも実際に体験しておくべきでしょう。そして、このような地域防災訓練に要援護者が参加することにより、避難支援者・一次避難所・避難方法における課題などが明確になり、正確な要援護者ごとの個別計画を策定することが可能になると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 災害時要援護者の方が地域防災訓練に避難支援者の方と一緒に参加することによりまして、避難所で生活するための環境や配慮などといったものが明らかになると思っております。また、訓練の中において、一般の避難者の方々の御理解も得られるのではないかと考えております。さらに、一次避難所から二次避難所への移送など、その連絡・搬送体制を含めまして、関係団体の協力者などが実際に体験してみることが大切であると考えております。今後は、担当部署とも十分な調整を行いまして、要援護者の個別計画策定につきまして検討させていただきます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 地域防災訓練を要援護者や協力者が実際に体験することが大切であり、今後、要援護者の個別計画策定を検討するとの御答弁をいただきました。要援護者が参加する地域防災訓練に私も全面的に参加・協力いたしますので、よろしくお願い

いたします。

(4)、町会や自治会単位の集会や高齢者・障害者の集いがある場合は、積極的にその場に赴き、消防署と福祉部が協力して、防災座談会等を開催するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 消防本部では毎年、65歳以上の高齢者宅などへ戸別訪問し、火災予防を中心に防火診断を行い、さらに自治会やさまざまな団体の要請に基づく講座を含め、消火、避難及び応急処置などの訓練指導を行っております。また、本年度は、耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化を目的に、防災講座などを開催し、啓発を図っているところでございます。今後も、災害時要援護者の支援を図るため、高齢者などの集う場所での防災座談会の開催につきまして、担当部署と調整してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 防災座談会の開催に向けて、担当部署である福祉部と調整するとの御答弁をいただきました。現在防災座談会を実施している自治体では、防災知識の普及啓発に効果があり、さまざまな課題も明らかになったということですので、本市で実施されるときには、災害時要援護者防災行動マニュアルを配付していただき、周知と活用をしていただきたいと思いますと考えますが、福祉部長に御答弁を求めます。

○ 福祉部長（石田光広君） 防災座談会などが開催される際には、災害時要援護者の方々が災害に対する知識や心構え、災害時にとるべき行動について理解を深めていただくために、災害時要援護者防災行動マニュアルを配付し、その周知と活用を図ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(5)、二次避難所である福祉避難所での防災訓練は、地域住民や民生・児童委員、ボランティアなどとともに実施するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 市内にある高齢者等の福祉施設につきましては、災害時に被災した方々で一次避難所での対応が困難な方を想定し、平成18年に要介護高齢者の方や障害者の方を受け入れる施設として、災害時の二次避難所の運営に関する協定書を締結しております。福祉施設におけるこれまでの訓練は、施設職員、消防団、自治会及び家族が参加する福祉施設としての消防防災訓練でございましたが、二次避難所に避難された被災者への対応を行うため、さらなる地域の連携を含めた訓練の実施につきまして検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 検討するとの御答弁でございました。地域を今まで以上に巻き込んだ防災訓練によりまして、地域との連携がさらに強まることを期待しております。

(6)、二次避難所である福祉避難所における災害時支援物資の備蓄や自家発電の設置等の

整備を支援する必要があると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 二次避難所における災害支援物資や自家発電の設置等の支援につきましては、二次避難所として協定を締結している福祉施設において、市の要請により二次避難所を開設した場合には、稲城市として、食料及び生活物資等を供給することになっております。また、協定を締結しております6施設中1施設には、自家発電設備が整備されており、災害備蓄品等につきましても、入所者や避難者に備えて、独自に備蓄されております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本年10月25日、公明党は政府に対して、「災害時における障がい者（児）支援と今後の防災対策に関する提言」を提出いたしました。その中で、このたびの東日本大震災における災害時要援護者制度の有効性を検証するとともに、対策を見直し、周知徹底を図るべきであると主張いたしました。また、福祉避難所の設置に係る費用につきましては、災害救助法に基づく国庫負担の対象となることから、福祉避難所における災害時支援物資の備蓄や自家発電の設置等の整備を国に対して求めました。政府は、災害時に要援護者の方ができる限り安心して避難所生活が過ごせるよう、平常時から要援護者の生活必需品の備蓄など、事前準備を図るよう都道府県に対して周知すると回答してきました。御答弁では、協定を締結しているひらお苑・いなぎ正吉苑・いなぎ苑・ハーモニー松葉・パサージュいなぎ・ヒルトップロマンの6施設においては、独自に備蓄がされているということでした。しかし、自家発電設備については、5施設が整備されていないということですが、支援して早急に設置するべきではないでしょうか。また、二次避難所として開設したときは、本市から食料と生活物資等を供給するということですが、施設ごとに必要な食料や生活物資等は何か、数量や保管場所など、施設へのヒアリングを行い、市として準備しておくべきではないでしょうか。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） まず自家発電設備の整備支援につきましては、二次避難所の福祉施設において、地震災害時などに電源を確保するための支援策として、国や東京都における事前対策などの補助制度につきまして調査してまいりたいと考えております。それから、食料や生活物資など、施設ごとの備蓄量、それから災害時に福祉施設として必要となる物資等につきましても、それぞれ調査してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 調査していただけるということですので、早期の実施を期待しております。

項目番号2、第二保育園の建てかえについて伺います。市長は、保育園の待機児を解消する対策として、第二保育園の建てかえにあわせた定員増を所信表明されました。高く評価するものであります。

(1)、稲城市全体と第二保育園における過去5年間の待機児童数の推移について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 稲城市全体における過去5年間の4月1日時点での新待機児童数は、平成19年度は7人、平成20年度は47人、平成21年度は99人、平成22年度は61人、平成23年度は51人でございます。その中で第二保育園を第1希望とする方は、平成19年度は7人、平成20年度は8人、平成21年度は22人、平成22年度は19人、平成23年度は15人でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今御報告いただきましたが、平成21年度が一番、全体としてはふえていたということです。その後さまざまな対策をしていただいて、少し減っている状況にはあるということがわかりました。

続きまして、最新の本市全体と第二保育園の待機児童数はそれぞれ何人でしょうか、お伺いいたします。

○ 福祉部長（石田光広君） 最新の数値でございますが、11月1日現在、稲城市全体の待機児童数は119人でございます。また、第二保育園を第1希望とされている方は23人でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市全体の待機児童数は4月1日の51人から11月1日には119人にふえており、第二保育園を第1希望とされている方は15人から23人にふえていることを確認いたしました。

それを踏まえまして、(2)、第二保育園の適正な定員について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 認可保育園における保育に必要な面積は、2歳未満の児童については1人当たり3.3平方メートル以上、2歳以上の児童につきましては1人当たり1.98平方メートル以上でございます。第二保育園は現在、ゼロ歳7人、1歳13人、2歳16人、3歳18人、4歳20人、5歳22人の合計96人を標準の定員としております。なお、第二保育園では、認可保育所の保育に必要な居室面積に余裕があることから、定員の弾力化により、1歳児を2人、2歳児を2人、5歳児を2人増員し、合計102人として受け入れ体制を整えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁では、標準定員を96人としているけれども、居室面積に余裕があるので、定員の弾力化により、6人増員して102人にしたということが確認できました。

続きまして、(3)、建てかえ後の定員増の規模と考え方について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 第二保育園の建てかえ後の定員増の規模と考え方につきましては、現在、市内待機児童数の状況や今後の年少人口の動向及び地理的利便性などを踏まえた保育ニーズにつきまして、適切に分析し、定めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 適切に分析して決定すると、確かにそうなのでしょうけれども、なかなか詳細はまだまだ決まっていなないのかと思われる御答弁でございました。土地区画整理事業を行っている地域を中心に、既成市街地における年少人口の増加が続いております。今後は、稲城長沼駅周辺や南多摩駅周辺、そして南山東部土地区画整理事業地内にも年少人口の増加が見込まれます。近い将来に平尾・坂浜・ニュータウンの保育園に余裕ができたといたしましても、長距離の送迎が不可能である保護者が多数おられますので、第二保育園に併設している学童クラブや児童館を三小の敷地内または近くに移設してでも、できる限り定員をふやしていただきたいと考えます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 待機児童の解消は、重要な課題であると認識しているところでございます。第二保育園の建てかえによりましても、可能な限りの定員増を図ってまいりたいと考えておりまして、御質問の趣旨を踏まえ、総合的に検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 待機児童解消のために、可能な限りの定員増を総合的に検討するとの御答弁でございました。よろしく願いいたします。

(4)、第二保育園を建てかえる際の子ども家庭支援センターの分室の設置について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 現在、第二保育園の建てかえにあわせ、子ども家庭支援センターの機能を有した相談窓口の設置につきまして検討しているところでございます。現時点では、建てかえ後の面積規模などが定まっていないことから、どの程度の子ども家庭支援センターの機能を有した相談窓口となるかにつきましては、全体の面積規模が定まった時点で検討するというようにしているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 子ども家庭支援センターにつきましては、既成市街地の住民の方々から、向陽台では遠くて相談に行けないとの苦情をいただいておりますので、第二保育園に併設していただければ大変喜んでいただけるとおもいます。期待しております。

(5)、第二保育園の建てかえに関する今後の進め方とスケジュールについて伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 第二保育園の建てかえに関する今後の進め方とスケジュールでございしますが、現在、建てかえのための敷地につきまして、早急な検討を行っております。現状の第二保育園の敷地に建てかえる場合には、仮園舎の建設と、そのための一時的な敷地の確保が必要となり、また他の敷地に建てかえる場合には、新たな敷地として、必要十分な広さの確保が必要となるものでございます。市では、建てかえ敷地の決定にあわせて、可能な限り早期に、今後の進め方と具体的なスケジュールを決めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 建てかえに際しましては、さまざまな課題があると思いますが、全面的に応援してまいりますので、できるだけ早期の実現を期待いたしております。

(6)、第二保育園の建てかえにあわせた定員増に取り組まれる市長の決意を伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 第二保育園の建てかえにつきましては、待機児解消、多様なサービスを持った民営化への期待、子ども家庭支援センターの機能を有した相談窓口の設置、耐震化など、市民から大きな期待があるものであると受けとめております。今後、可能な限り早期に建てかえができるよう、最大限の努力を行ってまいりたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市長におかれましては、今年度の所信表明以来、子育てと教育に対して積極的に取り組んでいただいていることに対しまして、多くの市民からの喜びの言葉を伺っております。

ところで、昨年の上事業仕分けでは、今後も民間への移行を計画的に進める必要がある、総合的な子育て行政の運営を検討する必要があるとの指摘を受けました。これに対して本市は、稲城市保健福祉総合計画に基づき民営化を進めます、また景気の動向や国や都の施策の動向を見きわめながら子育て施策を市全体として検討しますとの方針を打ち出しました。今の市長の御答弁もこの方針にのっとったものであると理解いたします。今後、民営化を進めるときには、第一保育園から中島ゆうし保育園へ移行したときのように、多くの保護者が高く評価してくださった、丁寧で十分に時間をかけた対応や、公平で開かれた事業者の選定を求めるものであります。市長のお考えを伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 保育園の民営化そのものにつきましては、私も第一保育園を民営化した際の中島ゆうし保育園の業者選定については、委員の一人として、さまざまな希望の法人の現地視察、それから採点といったものも行った経験もございますけれども、そうした第一保育園での実績を踏まえまして、市民の皆さんに安心していただけるよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。このため、保育の移行につきましては、十分な時間をかけ、また児童や保護者への影響を最小限とするように心がけるとともに、受託事業者につきましては、公平で開かれた選定となるように、今後とも努めてまいりたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ぜひよろしく願いいたします。

項目番号3、青少年のひきこもりと不登校への対応について伺います。

(1)、小中学生への対応について。1)、小中学生のひきこもりや不登校の現状について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 小中学校におけるひきこもり児童・生徒の現状把握は、ひきこもりの定義を含め、難しいものがありますが、義務教育年限の不登校から一定の比率で長期にわたりひきこもりが出現しているとの研究結果があり、稲城市立小中学校においても、ひきこもり児童・生徒が存在する可能性は否定できません。稲城市の不登校児童・生徒の現状につきましては、平成22年度における小中学生の不登校出現率は、東京都全体で小学生は0.34%のところ、本市では0.06%、中学生は3.07%のところ、本市では1.16%と、これ



まで同様に都全体の出現率を大きく下回っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 2)、教職員の対応の現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 教職員の対応としましては、児童・生徒が病気やけがなどの理由以外で3日間欠席が続いた場合は、保護者から状況を聞き、その対応に当たるよう努めるとともに、欠席しがちな児童・生徒の把握や、不登校児童・生徒に対しては、個別適応指導計画書を作成し、当該児童・生徒の保護者のほか、稲城市教育相談所や梨の実ルームなどと連携し、学校復帰に向けた継続的な取り組みを行っております。

課題としましては、個別適応指導計画書を活用し、小・中学校間の一層の連携や、登校に向けた効果的な事例などの情報交換を図ることが挙げられます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 児童・生徒が病気やけが以外の理由で3日間欠席が続いたときの手順や方法について伺いました。私は、学級担任が家庭訪問をして、欠席した理由を児童・生徒や保護者から十分に聞くことが何よりも大切であると思いますが、電話だけで済まされている教員が時々いらっしゃるようです。児童・生徒の欠席した原因が、学級経営や学校経営にあるのか、児童・生徒間の人間関係なのか、教職員と児童・生徒との人間関係はどうか、いじめはなかったのか、虐待はないのか、また発達障害ではないのかなど、その原因がはっきりつかめなければ、児童・生徒の学校復帰に向けた対応策を講じることは不可能ではないでしょうか。まずは学級担任が家庭訪問を繰り返すことによって不登校の原因を究明することが最優先ではないでしょうか。そのような最重要な行動ができていない教員に適切な学級経営ができるのでしょうか。本市内の市立小中学校の学級経営の状況を伺いたいと思います。

ところで、文学を通して広く民衆に訴えかけ、中国の新たな時代を開いた魯迅は、我が国の仙台医学専門学校に留学していたときに学んだ藤野先生のことを、「なぜか知らないが、私は今でも時々彼のことを思い出す。私が私の師であると思い決めている人の中で、彼は最も私を感激させ、私を励ましてくれた一人なのである。彼の人格は、私の目の中と心の中において偉大である」と尊敬の念を持って小説に書いています。教員は、児童・生徒にとっての最大の教育環境ですから、魯迅にとっての藤野先生のように、児童・生徒を感激させ、励まし続ける存在であっていただきたいと思ひますし、児童・生徒に生涯尊敬の念を持って思い出してもらえよう存在を目指してほしいと思ひます。そのような人格の教員であれば、不登校やひきこもりの児童・生徒への対応も適切にできると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 今年度の市内の小中学校での学級経営の状況については、いわゆる学級の荒れなどの状況はなく、登校渋りなどで何か心配があるときには、それぞれの学級担任が早目に家庭と連絡を取り、家庭訪問するなどして、じっくりと子供や保護者の話を聞いたり、保護者に必要な情報を提供したりして、担任と子供、保護者が信頼関係に基

づいた関係が構築されるように努めております。また、特に夏休み明けで不登校がふえる時期や、学期末や学年末、学年始めなどには、各学校内では、さまざまな情報や指導経過などを共有して、適切な支援と問題の解消が図られるよう、学級経営の充実を図っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私も、大半の教員の方々がよりよい学級経営のために努力されていることを存じ上げているつもりでございますが、残念ながら、時々そうではない教員の対応について、保護者の皆様から伺うことがございます。今後とも、そのような不登校やひきこもりへの教員の不適切な対応につきましては、しっかりと注視してまいります。

3)、学校長の対応の現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 校長の対応としましては、教職員からの報告や個別適応指導計画書などを活用して不登校児童・生徒にかかわる情報を確実に把握するとともに、市内関係機関との連携及び不登校児童・生徒に対する対応方法にかかわる学校内の研修の開催や、地域との連携を図るための学校サポートチームの招集、中学校卒業時の進路未決定者やその後の学校中退者に対する進路情報などの提供等が挙げられます。

課題としましては、不登校を出さないために、予防的な取り組みの視点を持って、児童・生徒の小さな変化を把握する校内体制をさらに充実させたり、不登校になっている児童・生徒の学校復帰に向けた専門機関との一層の連携体制を充実させたりすることなどが挙げられます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 現状と課題について、丁寧に御説明いただきました。まずは学級担任が家庭訪問を中心に全力で取り組むことが最重要であると思いますが、担任の努力だけで不登校になっている児童・生徒を学校へ復帰させることが困難な場合は、校長が先頭に立って、学校全体で対応しなければならないということは言うまでもないと思います。その際に大切なことは、学校経営の状況であり、学校長を中心に教職員が協力する関係が構築できていることであると思います。本市内の小中学校の学校経営の状況について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 市内の学校は、各校長の指揮のもとで、適応指導教室を初めとした関係機関などと連携を図りながら、不登校の解消やその予防の指導などについて取り組んでおります。また、校内においても、生活指導主任やスクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、養護教諭などが連携体制をつくって、児童・生徒の小さな変化を見逃さないように努めているところです。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今後とも、校長が先頭に立って、学校が一つのチームとして、全力で対応されることを期待しております。

4)、教育委員会等の対応の現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 教育委員会の対応としましては、毎月の校長会・副校長会・生活指導主任会などにおいて、不登校に対する継続的な支援を啓発するとともに、専門機関と学校との連携を図る機会を設けております。また、全都で行われている年3回のふれあい月間を利用して、不登校児童・生徒の現状把握に努めております。さらに、ことしは初めての試みとして、10月に適応指導教室梨の実ルームの主催で、不登校及び不登校傾向の子供を積極的に受け入れている高等学校などを招いた進路説明会を開催し、小学校を含めた保護者や不登校の生徒自身の参加などがあり、進路の不安が和らいだなどの反響をいただきました。

課題としては、不登校の背景に虐待がないかなどの視点で、長期にわたり本人と面会できないなどの事例が発生しないよう、適切に家庭訪問などを行う配慮を徹底することだと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 非常に少ない教育委員会のメンバーを中心として努力されていることはよくわかりました。私は、2)と3)で教員の人格的な成長と学級経営、そして校長の学校経営などについて伺いましたが、夜遅くに私の自宅前を通って帰宅の途につかれる先生方がふえていることから、学校現場がどんどん忙しくなっていることを存じ上げているつもりでございますし、休日に開催されるさまざまな地域行事に積極的に参加して下さる先生方がたくさんおられることもよく存じ上げておまして、地域住民として大変感謝しております。また、近隣の小中学校では、校長先生がしっかりと学校経営をされていることも、学校公開日などに訪問させていただいて、よく存じ上げております。その上で教育委員会に実施していただきたいことは、校長や教員を集めて状況を確認することや報告書を提出させることを減らしていただいて、校長や教員に学校現場での対応にもっともっと専念させていただきたいということであります。そのためには、教育委員会の職員が学校訪問をふやすことによって学校現場の状況をさらに把握することが重要でありますので、専門的で継続的な学校支援を行うための事務分掌の見直しと組織の改編、そして教員経験のある統括指導主事のような課長級の職員の雇用が不可欠であると考えます。9月の市議会での私の一般質問への御答弁では、検討するというところでございましたが、来年度には実現するのでしょうか、伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現在、市教育委員会の学校訪問を定期的を実施しまして、すべての学級の授業を参観しており、学校経営の状況や学級経営の状況なども積極的に把握して、学校への指導・助言に生かしているところでございます。しかし、学校では、学校経営を初め、授業研究や研修会などで専門的でより具体的な助言や指導を求めるニーズがさらに高まっておりますので、稲城市教育委員会としまして、東京都に統括指導主事の配置について要望しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 学校のサポートに適した統括指導主事の配置を期待しております。

(2)、中学校卒業以降の青少年への対応の現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 中学校卒業以降の青少年のひきこもりへの対応の現状でございますが、地域の中での見守り活動を行っている民生・児童委員からひきこもりなどの相談があった場合には、市の保健師が対応するほか、これまで精神的ケアに関する専門機関を紹介するなどの対応を行っているところでございます。また、地域へ出るきっかけづくりとして、福祉センター内の地域活動支援センターへの活動の御案内をしております。

課題でございますが、従来の体制では市への直接の相談は非常に少なく、対象者の実数を把握することが困難であること、また長期のひきこもりの状態となってしまったからの相談などが多いため、対応が難しいこととございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私に相談してくださった方々からは、市のどの窓口相談すればよいかのわからなかったという声がございました。そこで、中学校卒業以降の青少年がひきこもりになったときに、保護者が相談できる窓口を明確にすることが必要ではないでしょうか。例えば、子ども家庭支援センターや教育センター、今後設置される予定の発達障害者支援センターなどの相談機能のある行政組織と、稲城市社会福祉協議会やコラボいなぎ、そして民生・児童委員の方々が連携して、情報の共有化を図って対応するネットワークを構築することにより、今申し上げた組織や団体、メンバーに相談があれば、チームとして対応することが可能になるのではないのでしょうか。また、いじめや虐待、発達障害などのひきこもりの要因に応じて、そのチームや団体が関係機関や専門機関と連携をとり、訪問相談を行い、居場所や就労の紹介などの適切な対応が可能になるのではないかと考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、関係機関、関係団体及び障害者などの福祉・医療・教育・雇用に関する職に従事する者、その他の関係者からなる地域自立支援協議会を障害者自立支援法に基づき平成19年度から設置しているところでございます。関係機関などが相互に連携をとることにより、地域における障害者などへの支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うネットワークと言うべきものでございます。市では、こうしたネットワーク機能を活用した上で、地域でのさまざまな情報を共有し、問題解決を図ってまいりたいと考えております。地域の中で見守り活動を行っている民生・児童委員さんからひきこもりなどの相談があった場合においても、民生委員協議会の障害者部会とも連携を図りながら、適切な支援につながるよう対応してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成19年度に設置した地域自立支援協議会と民生委員協議会の障害者部会とが連携して、適切な支援を行うとの御答弁でございました。よろしくお願いいたします。

(3)、障がい者（児）への対応の現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 青少年のひきこもりの多くの要因には、多様な発達障害との関係があるものとされております。障害者（児）への対応の現状でございますが、障害を認識している場合には、周囲の環境において配慮した対応を行うことが可能でございますが、親が障害を認識していない場合には、適切な対応ができていない状況でございます。

また、課題でございますが、就学前における早い段階での親の障害受容が困難であることでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、障害者（児）の方々の不登校やひきこもりの対応につきましては、早期発見と早期療育が不可欠であると考えます。そのためには、発達障害者支援センターと教育センターを物理的にすぐ連携できる場所に配置して、ハードとソフトの両面で緊密かつ継続的に協議・連携して、一つの組織として機能させることが必要であると考えます。そして、(2)で申し上げたチームの団体やメンバーが相談を受けたときに、障害が原因の可能性があると判断すれば、発達障害者支援センターと教育センターの連携チームが訪問相談を受けるような仕組みをつくれば、早期の療育につなげるということが可能になると考えます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者（児）のひきこもりには、特に発達障害との関係について注目されているというところでございますが、その対応については、早期発見・早期療育が不可欠でございます。発達障害者支援センターは、早期発見から早期療育につなげるため、保健・子育てなどの福祉の部署や医療・教育の部署との連携を図りながら、支援の充実を目指すものでございます。御質問の趣旨を踏まえ、発達障害者支援センターでは、地域自立支援協議会や民生児童委員協議会とも連携し、早期発見・早期療育につながるような仕組みの構築を考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） いよいよ発達障害者支援センターを含めた、発達障害の早期発見から早期療育につなげ、一貫した支援を行うための仕組みの構築が最終段階に来ているとの御答弁でございました。大変期待されている組織でございますので、細部にわたる詰めをよろしくお願いいたします。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号4、中央図書館のサービス拡大について伺います。中央図書館が開館して6年目になりました。学校図書館専任司書配置のモデル事業もスタートしました。今後の図書館サービスのさらなる充実を期待するものであります。

(1)、業務要求水準に対する評価と課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 業務要求水準につきましては、水準の未達成が委託料の減額につながるシステムになっていることもあり、事業者は、要求水準の遵守を最も重要な課題の一つとして、中央図書館の維持管理運営に努めております。一方、市では、カウンターに利用者の列ができていないかなど、不断の監視とともに、毎月の業務報告書を

精査し、要求水準の達成状況の確認を行っております。このように、業務要求水準は、稲城市と事業者との適度な緊張関係を保つための基盤の一つとなっております。なお、現在のところ、業務要求水準を変更することもなく、維持管理運営は円滑に行われております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 業務要求水準は多岐にわたりますが、これまで未達成事項は皆無であったということではよろしいのでしょうか。改善を求めた事項などはなかったのでしょうか。また、逆に P F I 事業者からの改善要求はないのでしょうか。そして、今後も業務要求水準を変更する計画はないということでしょうか、伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 業務要求水準の状況でございますけれども、まず未達成の事項につきましては、開館当初、貸出カウンターに利用者が 5 人以上待っているという状況が頻発したことなど、これまでに 2 件の是正勧告を行っております。改善を求めた事項としまして、不適切な取得物の取り扱いがあったことから、適切な事後処理とマニュアルの改善を求めたことがあります。それから、事業者の改善要望につきましては、P F I 事業が長期間にわたることから、行政財産の使用許可などにつきまして、単年度ではなく、複数年度の許可をいただきたいという要望が出ております。今後の変更でございますけれども、公共施設駐車場の有料化に伴いまして、中央図書館の車両入出庫管理装置の維持管理業務が不要になることが可能性として考えられております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 中央図書館は、東日本では初の P F I によって誕生した図書館でありますので、開館当初は、貸し出しを利用される方が集中したり、また事業者側もなれていないことから、2 件の是正勧告に至ったことがあると理解いたしました。行政財産使用につきましては、複数年度の許可要望が業者から出ていること、また、今後の駐車場の有料化に伴い、維持管理業務が不要になる可能性があるとの御答弁でございました。市民サービス向上のために大切な業務要求水準でありますので、適切な運用をお願いいたします。

(2)、分館との連携における現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 中央図書館と分館の連携につきましては、毎週開催しております全館の職員及び事業者スタッフで構成する調整会議や選定会議で問題や課題の共有及び解決に努めております。なお、中央図書館では、分館へのレファレンス支援、情報システムの運用管理支援など、中心館的な機能を担っております。また、中央図書館と分館で連携を図りながら、ブックトーク講座などを開催しております。

課題につきましては、中央図書館の図書などの資産をいかに分館で活用していくかということではないかと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 平成 22 年度の中央図書館利用者数と分館ごとの利用者数とその増減傾向、そしてそのことに対する評価について伺います。また、昨年の上事業仕分けでは、中央図書館・i プラザ図書館・分館の役割について、方針を明確にし、市民サービス

の公平性をまず確保する必要があるとの指摘を受けました。このことに対して本市は、図書館協議会にて予算枠を設けて、分館のあり方について検討するとの方針を出されています。私は、分館においては、閲覧しやすい書架の整備やバリアフリー化、利用者がくつろげる空間の創出など、読書環境の整備が課題であると思いますが、市の方針として打ち出された、予算枠を設けた上での分館のあり方についての具体的な検討状況を教えていただけますでしょうか。また、中央図書館と分館が連携して、各世代向けのイベントを企画することなども可能であると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 平成 22 年度の利用者数につきまして、延べ人数で申し上げます。中央図書館 21 万 2,783 人、第一図書館 2 万 6,902 人、第二図書館 3 万 503 人、第三図書館 2 万 5,132 人、第四図書館 1 万 9,346 人、i プラザ図書館 12 万 446 人でした。増減傾向としましては、前年度途中での i プラザ図書館の開館、また第四図書館が大規模改修で 7 カ月間閉鎖していたことでもありますので、一概には言えませんが、中央図書館や第三図書館の利用者の一部が i プラザ図書館を利用するようになったこと、また全体として貸出者数が 10%程度ふえているという状況がうかがわれます。

それから、分館のあり方の検討状況でございますが、第四次行政改革大綱におきまして、中央図書館と分館の役割分担の明確化等を図書館協議会にて協議していくということになっておりますので、現在、図書館協議会におきまして協議しているところでございます。これまでに 2 回、協議会が開催されまして、現在、報告書のたたき台を作成しまして、これをもとに協議を始めているところでございます。

それから、中央図書館と分館の連携につきましては、これまでも巡回展示など、さまざまな形で連携を図ってきておりますので、各世代向けのイベント企画につきましても、同様に契約の範囲内での工夫になりますが、今後も検討してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。全体として約 10%程度、貸出者数がふえているということでもございました。また、中央図書館と分館の役割分担の明確化につきましては、図書館協議会で協議されているということでもございました。そして、イベントについては、事業者との契約の範囲内にはなるけれども、検討すると御答弁をいただきました。私は、仕事柄、市役所に来ることが多いものですから、専ら第一図書館を利用させていただいておりますが、すべての分館がより利用しやすく改善されることを期待しております。

(3)、学校図書館との連携における現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 図書館と学校との連携につきましては、職場体験、ブックトーク、学級文庫、調べ学習支援などで連携を進めております。また、学校図書館運営会議に図書館職員を出席させて、情報の共有化を図っているところでございます。

課題としましては、個々の学校図書館との交流がまだ少ないことですが、学校図書館に活性化推進員の配置が始まりましたので、徐々に連携を深めてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校図書館専任司書の配置事業はスタートしたばかりですので、図書館との連携につきましても、これからということになるのですが、私が考える課題について申し上げたいと思います。人的課題としては、研修が考えられますが、中央図書館での研修会に学校図書館司書や読み聞かせのボランティアなどに参加していただければよいのではないのでしょうか。また、中央図書館の市職員の中で、学校図書館の担当者を決めていただき、定期的な訪問を行い、メールや電話、ファクスなどにより学校図書館司書や司書教諭と連携を密にすることも、重要な課題であると思います。御所見を伺います。

そして、物的課題としては、中央図書館や分館の蔵書に関して、学校図書館を窓口として貸し出しやレファレンスができるシステムや、書籍・資料の物流システムの構築と、新刊情報などをリアルタイムに提供することであると考えます。

学校図書館の整備につきましては、9月市議会の私の一般質問に対しまして、「蔵書管理や貸し出しの効率化を図る必要から、既にバーコードは図書購入時に準備しており、今後、管理用のパソコンの配置などを含め、学校図書館の一層の利用促進や活性化を図るための環境整備を順次進める」との御答弁をいただいております。現在の公共図書館サービスを活用して、公共図書館と学校図書館とのネットワーク化を図ることによるシステムの構築を将来の目標として、管理用のパソコンの配置などを含めた学校図書館の環境整備が来年度から着実に進むのでしょうか。検討状況について伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 中央図書館と学校の連携につきましても、人的課題と物的課題の提案をいただきました。まず人的課題についてでございます。中央図書館のおはなしサポート講座には既に学校図書館ボランティアの皆さんに積極的な参加をいただいておりますし、逆に学校図書館ボランティア連絡会などには市の職員や事業者スタッフが参加しております。今後も情報の共有、連携の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、学校図書館の担当職員を決めることにつきましては、既に分館と学校とでは連携が進んでおまして、地域の実情に合わせた取り組みをしているところもありますので、引き続き効果的な連携を目指していきたいと考えております。それから、中央図書館職員による担当制につきましても、情報の共有化・緊密化が図られると思われまますので、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、物的課題でございます。システムによる連携などの提案がありましたけれども、まずは学校図書館のデータベース化などの整備充実を最優先課題としてとらえておまして、これを優先的に取り組んでまいりたいと考えております。まずは次年度以降に、データ入力やその後の運用や活用が図られる学校を選定しまして、モデル的に導入していければと考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今年度からスタートしました学校図書館司書の配置事業を中央図書館が全面的にサポートすることが、双方にとって有益であると考えます。人的課題と物的課題についてさまざまな提案をさせていただきましたが、本市の教育全体の底上げにつながると考えます。目先のことにとらわれない思い切った政策展開を期待しております。



(4)、図書館サービスのさらなる充実について、市の見解を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 図書館には、時代とともに変化する市民ニーズに対応していくことが求められておりますので、選書・配架を基本として、特集コーナーの設置、イベントの開催、障害者サービスなど、契約の範囲内での工夫を引き続き進めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 現在、中央図書館では、ビジネス支援コーナーを設けておられることを評価するものであります。また、布絵本の購入やデージー図書の作成など、障害者（児）の方々へのサービスを積極的に行っておられることにつきましても評価するものであります。

現在、中央図書館で所有している布絵本を2冊お借りしてまいりました。議長の許可をいただきましたので、紹介します。お借りしてきましたものの一つは、「My Book」と書いてあるものでございますが、作業療法的な、特に発達障害の方に効果のあるという布絵本でございます。取り外し等のさまざまな作業をすることによりまして、作業療法的な効果が望まれるものでございます。もう一つは、「おむすびころりん」と書いてありますが、物語になっておりまして、これを使いながらお母さんとかこういう専門の方が障害のある方に読み聞かせをすることによって養育に役立つものでございます。今、中央図書館ではこれを5冊所有しているということでございますが、障害児の保護者の方々にお話を伺いますと、ほとんどこのことを御存じではないという実態がございました。中央図書館で担当者の方に伺いましたところ、お子さんをお持ちの保護者の方がそれを中央図書館の中でごらんになっているという実態はあるようですが、障害児の保護者ですということで貸し出しをされた方は今まで全くなかったということでございます。デージー図書に関しましては、成人の方の御利用はかなりあるようでございますが、障害児の方の利用が全くないということで、障害児をお持ちの御家庭へその情報が提供されていないということが根本的な問題ではないかと思えます。

そこで、ぜひとも福祉団体とか特別支援学級、また特別支援学校などを通じて、障害児の保護者に布絵本とかデージー図書などの情報を届けていただきたいと思います。その上で、福祉団体や特別支援学級などから要望があれば、出前講座などを開催することも検討するべきであると思えます。この点につきましては、教育部参事と福祉部長に答弁を求めたいと思えます。

また、間もなく徒歩圏内に（仮称）健康プラザが開設されますので、中央図書館が（仮称）健康プラザの指定管理者と連携して、健康に役立つ資料や情報の収集と提供、ホームページ上に健康関係リンク集を作成するなど、健康支援に特化した利用者サービスとして、健康支援コーナーを設けるべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長事務取扱教育長（小島文弘君） 福祉団体や特別支援学級などを通じまして障害児の保護者に布絵本などの情報を届けることにつきましては、関係部署と調整しながら検

討してまいりたいと思います。また、出前講座につきましても、その内容によりますが、これもぜひ検討してまいりたいと考えております。

それから、(仮称)健康プラザの指定管理者と連携しました、健康に役立つ資料や情報の収集あるいは提供の件でございますけれども、健康に特化した利用者サービスにつきましても、タイムリーな企画であると考えますので、まずは健康支援コーナーの設置につきましても検討してまいりたいと考えております。

○ 福祉部長(石田光広君) 中央図書館における布絵本やデージー図書に関する情報につきましては、今後教育委員会とよく連携を図った上で、障害者や障害児の団体が出席する会合や会議など、また各種団体を通じるなどして、積極的に周知してまいりたいと考えているところでございます。

○ 教育部参事(千葉正法君) 教育委員会といたしましても、布絵本やデージー図書に関する情報提供につきましても、部内の中央図書館や福祉部と連携を図り、それぞれの学校や特別支援学級などを通じて行っていきたくと考えております。また、特別支援学級などからの出前講座などの要望につきましては、教材・教具として有効に活用できるように、学校を支援してまいりたいと思っております。

○ 17番(大久保もりひさ君) それぞれの責任者の方々から、検討する、支援する、また積極的に周知するなど、大変前向きな御答弁をいただきました。本市独自の健康支援サービスの実現や、障害児の利用につながることを期待いたしております。

項目番号5、緑地の保全について伺います。本市では、自然環境保全地域を指定することにより、市域に残存する緑地の保全を推進していますが、他の自治体では特別緑地保全地区を指定する取り組みが進んでいるようです。

(1)、市内の自然環境保全地域について、すべての名称・場所・面積を伺います。

○ 都市建設部長(井上一彦君) 市内の自然環境保全地域に指定しました名称・場所・面積についてですが、市内には8カ所、約8ヘクタールを指定しております。名称・場所については、代表地番、そして面積を指定番号順に申し上げます。指定番号1、穴澤天神社で、矢野口3291-1番地、約0.5ヘクタール。指定番号2、大麻止乃豆乃天神社及び円照寺で、大丸848番地、約0.8ヘクタール。指定番号3、杉山神社及び戦没者慰霊碑で、平尾1189番地、約0.3ヘクタール。指定番号4、坂浜天満神社及び一村共有地で、坂浜967-1番地、約0.5ヘクタール。指定番号5、妙見寺で、百村1589番地、約2.9ヘクタール。指定番号6、普門庵で、大丸858番地、約0.6ヘクタール。指定番号7、よみうりランド北側緑地で、矢野口3281-1番地、約2.1ヘクタール。指定番号8、上谷戸大橋東側緑地で、坂浜2466-1番地、約0.3ヘクタールでございます。

○ 17番(大久保もりひさ君) 自然環境保全地域に指定されたのは、0.3ヘクタール~2.9

ヘクタールの8カ所で、そのうちの6カ所は社寺林であるとの御答弁でございました。

続きまして、(2)、自然環境保全地域の指定における現状と課題について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 自然環境保全地域に関しましては、平成18年4月の施行規則の改正にあわせ、補助金交付要綱を改正し、新たに奨励金の増設や、管理助成金の見直しを行いました。この改正に伴い、民有緑地についても指定を進めることとなり、平成20年度より自然環境保全審議会において検討を進め、14カ所を指定候補地と指定することで意見がまとまりました。これにより、平成21年度から優先順位を定め、順次指定を行ってきております。

この指定における課題ですが、指定期間が長期間にわたること、維持管理面での責務、建物の建築や樹木の伐採など、土地所有者の利用に一部制限がかかることなど、所有者の御理解を得ることが考えられます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 現状と課題について御答弁をいただきましたが、土地所有者に相続などが発生した場合、本市が買い取れなければ、売却されてしまい、恒久的な緑地の保全ができないことが最大の課題であると考えます。再度御所見を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 確かに、自然環境保全地域に指定しても、その後、土地所有者の方に相続等のいろいろな問題の中で指定が解除された場合、市のほうへ買い取りの申し出が出て、市のほうでも財政的な形の中で財源の確保ができない場合については、売却する可能性がございますので、御質問のように、恒久的な緑地保全というのはちょっと課題があると今思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市で買い取りができなければ、所有者が売却する可能性があり、恒久的な保全が課題であるとの御答弁でございました。

続きまして、(3)、市域に残存する自然的環境の保全を目的として、都市緑地法による特別緑地保全地区として都市計画に定め、緑地の恒久的な保全に努めるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 特別緑地保全地区の指定は、都市計画の決定を行うことで緑地の恒久的な保全が図られる制度でございます。特別緑地保全地区の指定を受けますと、指定された土地に対して相続税の8割評価減など、土地所有者に対してメリットがある反面、建物の建築や伐採など、一定の行為の制限が課せられるため、土地所有者の御理解を得ることが課題と言えます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 10月13日の稲城市自然環境保全審議会の緑の基本計画改定に向けての提言には、「市民ファンドの創設など、緑地保全を目的とした新たな財源の確

保について検討を行うとともに、永続的に緑の環を守り、つなぎ、育てる施策の検討を望みます」と記されています。緑地を保全するための多額の財源をすべて税金に求めることには市民の理解を得る必要があるでしょうから、市民ファンドを創設することも検討する必要があると考えます。また、自然環境保全地域に指定した中のどの地域が特別緑地保全地区にふさわしいのか、優先順位も含めて、しっかりと協議・検討する必要があると考えます。本市においては、平成 21 年に自然環境保全地域の指定を始めたばかりですので、特別緑地保全地区の検討につきましては、残り 6 カ所の自然環境保全地域の指定のめどが立ってからになるかもしれませんが、緑地の恒久的な保全のためには特別緑地保全地区の指定が最も有効であると考えますので、緑地の恒久的な保全に取り組まれる市長の姿勢や決意を伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 今後とも、地権者の御理解をいただきながら、緑地が保全できるように、精いっぱい努めてまいりたいと思います。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 住宅地に隣接した緑地につきましては、何とか稲城市として計画的に恒久的な保全措置を講じるべきであると考えております。財源の確保が最大の課題になると思いますけれども、今後ともぜひとも前向きに検討していただいて、今後の高橋市長の英断を期待いたしております。

項目番号 6、道路橋の長寿命化修繕計画について伺います。昨年 の第 3 回定例会で質問したアセットマネジメントの手法を活用した道路橋の維持管理と補修・かけかえについて、本市は平成 25 年度までに道路橋の長寿命化修繕計画を策定したいとの御答弁でございました。

(1)、道路橋の現状について伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 市内にある市が管理している道路橋のうち、橋の長さが 2 メートル以上ある橋が 61 橋あり、そのうち橋梁長寿命化修繕計画策定の対象となります。橋の長さが 15 メートル以上の橋は 38 橋あり、全体の約 6 割が対象となります。38 橋の内訳といたしましては、多摩ニュータウン区域内に設置されている橋が 18 橋、三沢川にかかる橋が 16 橋、京王相模原線をまたぐ橋が 4 橋となっております。現在、橋梁長寿命化修繕計画を策定する 38 橋について、橋梁長寿命化点検委託の作業を実施しているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 現在、15 メートル以上の道路橋 38 橋について、橋梁長寿命化点検等委託の作業を行っているということですが、橋梁長寿命化点検の調査方法、評価方法、調査結果の公表などについて伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 現在、委託による作業を行っております橋梁点検につきましては、東京都の橋梁点検要領がございまして、それに準じて実施しております。調査の方法といたしましては、まず目視を基本としまして、必要に応じて点検の機械や器具を用いて調査を行ってきております。それから、評価の方法でございまして、橋梁ごとに鋼材部分、

そしてコンクリート部材、舗装、その他ということで、それぞれの部材ごとに損傷の種類、それから点検の要領に基づきまして、全体で31項目に分類しまして、最終的には部材ごとに5段階評価で行ってまいります。この調査の結果は、国の補助採択基準の中で公表が義務づけられておりますので、まず議会の所管委員会に報告した後に、市のホームページや広報等により公表していきたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 31項目に分類し、5段階で評価するというごさいました。そして、評価結果は、建設環境委員会に報告の後、公表するとの御答弁でございました。よろしくお願いたします。

(2)、道路橋の長寿命化修繕計画を策定する目的について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 道路橋の長寿命化修繕計画の策定につきましては、橋の老朽化などによる崩落に対する道路橋の安全性を確保するほか、計画的かつ予防的に修繕や補修を行い管理することで道路橋を長寿命化し、更新に係る費用の縮減と平準化を図るために策定するものであると認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） これまでの取り組みと、長寿命化修繕計画に基づく取り組みを比較して、その効果の予測について市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 今まで橋の管理につきましては、損傷度合いがひどくなった橋については、まず専門家に見ていただきながら、部分的な補修を行ってきたり、築造から年数が経過したものについては、これも専門家の意見を聞きながら、橋のかけかえなどによって補修等の管理を行ってきたのが実態でございまして、今回この橋梁長寿命化修繕計画では、点検による損傷を初期段階からまず修繕や補修をし、予防的な修繕計画で行おうということでございますので、橋の長寿命化と費用の縮減と平準化が図られると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 損傷の初期段階の補修や予防的な修繕により、橋の長寿命化と費用の縮減と平準化が図られるとの御答弁でございました。

(3)、道路橋の長寿命化修繕計画の策定方法について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 長寿命化修繕計画の策定方法については、今年度実施しております橋梁の点検により、橋梁の部材ごとにそれぞれの損傷度合いを点検し、各橋梁ごとの台帳を作成してまいります。これらの情報をもとに、平成24年度には、学識経験者の意見を聞きながら安全性や耐久性の判断を行い、優先順位の設定、修繕費用の平準化などを織り込んだ橋梁長寿命化修繕計画を策定してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学識経験者の意見を聞かれるということでございますが、委託業者や専門家と話し合う上で、技術職員の配置が不可欠であると考えます。例えば、都市建設部内に管理課を中心とした道路橋の長寿命化修繕計画のチームをつくって、そのメンバーの中に技術職員を配置するなどの工夫をするべきではないでしょうか。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 今でも管理課には技術職員が配置されておりますけれども、今回、将来にわたります橋梁の安全を図るためにこの長寿命化修繕計画を策定してまいりますので、市のほうでもしっかりと学識経験者の方と意見交換ができる職員を育成するために、策定に当たって、どういう形かはわかりませんが、都市建設部の中でも策定委員会のような組織の設置について検討してまいりたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 都市建設部内に策定委員会などの設置を検討するとの御答弁でございました。本当に専門家の方々としっかりと踏み込んだ協議ができるような職員の配置を期待いたしております。

(4)、今後のスケジュールについて伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 長寿命化修繕計画の今後のスケジュールにつきましては、今年度実施しております橋梁点検により作成しました橋梁ごとのデータをもとに、平成 24 年度には、学識経験者の意見を聞きながら、健全度の将来予測、優先順位の設定や予算の平準化など、長寿命化修繕計画を作成してまいります。議会への報告につきましては、策定の節目ごとに所管の委員会に報告してまいりたいと考えております。また、この道路橋の長寿命化修繕計画は、市民の方への公表が義務づけられておりますので、策定後、ホームページや広報等により速やかに公表を行うこととしております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 公共施設の長寿命化と更新に係る費用の縮減と平準化を図るための取り組みとして、平成 18 年度に導入された稲城市道舗装アセットマネジメント調査に次ぐ道路橋の長寿命化修繕計画でございますので、その効果が最大限に発揮されることを期待しております。

(5)、数年前から公明党として予算要望をしております三沢川の亀山橋と水車橋のように、欄干の高さや、橋の構造などに課題のある道路橋の補修やかけかえは、優先すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（井上一彦君） 本年度行っております橋梁の点検結果により、損傷が大きく、早急に補修が必要な橋梁や、防護さくや橋の欄干が現在の安全基準に適合しない橋梁につきましては、この橋梁長寿命化修繕計画の中でも修繕の優先順位を早め、道路橋の安全確保に努めてまいります。また、今年度の橋梁の点検結果により、橋梁の継ぎ目の段差やひび割れなど、市民生活に直接影響する箇所の補修については、本計画とは別に、応急処置と

して補修を行ってまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。以上で私の一般質問を終わります。